



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊7号 2009.9.9 発行 社会政策研究所

形式的には9月16日の予定ですが、本日(9月9日)夕刻の3党首会談により、民主党、社民党、国民新党の3党連立政権が実質的にスタートします。

<連立与党の障害者政策>

これまでの臨時増刊号で、民主党の障害者政策を数回にわたりとりあげてきました。今回は、民主党と連立与党を組む社民党と国民新党のマニフェストから、障害者政策を拾ってみましょう。社民党は比較的詳細に障害者政策に言及していますが、国民新党はあまり触れていません。民主党と社民党の2党がこれからの障害者政策の基軸となります。また、新しい野党の自民党、公明党、共産党などからも政策論戦が、今特別国会の後の10月の臨時国会や来年1月からの通常国会などで活発に行われるでしょう。

社民党の障害者政策

2006年4月から「障害者自立支援法」が施行され、障がい者の施設や居宅支援の利用に応益(定率1割)負担制度が導入されました。その影響は、施設退所、作業所への通所断念、ホームヘルプサービス利用の制限などの形で、障がい者の生活を直撃し、生活水準の低下を引き起こしています。また、障がい者施設は、報酬単価の引き下げや日払い化によって、運営の継続が困難な状況に追い込まれています。

障がい者の生活実態を重く見た地方自治体は、サービス利用料・自立支援医療費について独自の負担軽減策(都道府県・90市区の4割が実施または予定/06.9.25付朝日新聞調査)を行っていますが、施行直後から、軽減策を講じなければならない事態は、そもそも法の制度設計に無理があったといわざるを得ません。さらに、4月からの応益負担に加え、10月からは、新サービス体系への移行、新たな障がい程度区分に基づく支給決定などが始まり、障がい者、家族、事業所への影響は、さらに深刻さを増しています。

06年8月、国連特別委員会では、障がい者の権利条約案の合意がなされ、年内に国連総会で条約が採択される予定となりました。世界の潮流に鑑み、真に障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、社民党は、「障害者自立支援法」を抜本的に見直し、ノーマライゼーションの社会づくりを進めていきます。

(1) 障がい者の自立と社会参加の推進

障がい者の地域生活と自立を実現するために、社会基盤（就労の場、人の支え、住居など）の整備を強力に推し進めます。

(2) 障がい者差別禁止法の制定

障がいを持つ人へのあらゆる差別を禁止する、実効的な障がい者差別禁止法を制定します。日本の障がい者定義を国際的な基準にあわせて拡大します。国連総会が障がい者の権利条約案を一刻も早く採択し、日本が率先して条約に批准するよう政府に働きかけます。千葉県の「障害者差別禁止条例」（福祉サービス、医療、商品・サービスの提供、労働者の雇用、教育、建物・公共交通、不動産取引、情報提供などにおける障がい者差別の禁止）制定を受けて、各自治体におき障がい者差別禁止条例の制定を推進します。児童虐待防止法、高齢者虐待防止法に続き、障がい者虐待禁止法を検討します。

(3) 「障害者自立支援法」の抜本的見直し

1. 法施行による障がい当事者、家族、事業者、地方自治体への影響調査を早急に行い、同法を抜本的に見直します。
2. 応益（定率1割）負担制度を凍結します。特に、授産施設など就労支援施設にかかる利用料負担、障がい乳幼児の療育に関する応益負担については、障がい者の就労保障、子ども福祉を最優先させるという観点から応益負担をやめて、公的責任による施策にもどします。
3. 自立支援医療の実施により、公費負担を受けられる対象が大幅に制限され、患者・家族の負担が急増しています。障がい者・障がい児が安心して医療を受けられるよう、同法から自立支援医療を切り離し、従来の精神通院医療、育成医療、更生医療にもどします。
4. 障がい者程度区分の認定については、知的障がいや精神障がいの判定が、実際の障がい程度より軽くなるなど、生活の実態を反映することは非常に難しいことが指摘されています。介護保険制度に準じた判定基準を当てはめるのではなく、障がい当事者の個々の生活ニーズにもとづく支給決定の仕組みに作りかえます。
5. 地域生活支援事業（相談支援、移動支援など）は、国の裁量的経費であり補助金によって事業内容が制限されます。自治体の積極的な取り組みが可能となるよう地域生活支援事業の予算を大幅に増額します。また、移動支援は国の義務的経費とし、障がい者の社会参加を保障します。

(4) 障がい者の雇用環境を整備

法定雇用率の達成を促し、援助付き雇用など雇用環境を整備し、最低賃金制度の適用除外を撤廃します。

(5) 障がい者の抜本的な所得保障

社民党は、現行の基礎年金を最低生活費と規定する「基礎的暮らし年金」を提案しています。これに連動させながら「障害基礎年金」の拡充を図ります。

(6) 共に学ぶ教育

世界の潮流であるインクルーシブ教育を実現し、障がいを持つ子どもと、持たない子どもが共に学び育つ統合教育と統合保育に取り組みます。

(7) 共に暮らすバリアフリーの街づくりを推進

移動制約者のための交通条件をはじめ、縦割り行政の弊害を排したバリアフリーの街づくりに向けた法整備や自治体の取り組みを支援します。補助犬の育成について育成目標と育成計画を策定します。公共、民間を問わず、一般市民が利用できる全施設への補助犬の同伴が可能になるように、啓発・広報を推進します。

(8) 欠格条項の廃止

障がい者の権利・行動を制限する欠格条項については、全面撤廃に向け取り組み、資格取得に必要な要件を希望者が満たしているか否かのみで判断します。また、資格試験において手話通訳や点字試験用紙を準備するなど、試験における障壁をなくします。

(9) 情報アクセスの保障（字幕、手話、災害時の情報伝達、E Y Eマークなど）

- 障がい者の情報・コミュニケーションを保障するため、手話通訳や点字保障を推進します。障害者に使いやすい情報機器の開発や導入補助など、デジタルデバインド(情報格差)を解消してIT保障を進めます。
- 災害時の障がい者への情報伝達など避難体制の整備を進めるために、必要なガイドラインの作成や市町村への財政援助を行います。
- 視覚障がい者などの読書権を保障するため、著作物の音訳を制限する著作権法を改正するとともに、著作権者があらかじめ著作権の開放を許可したことを明らかにする「E Y Eマーク」運動を進めます。

(10) 参政権の保障

- 在宅投票制度の対象者の拡大、手続きの簡素化
- 政見放送に字幕スーパーをつけること。点字広報や点字記載の投票用紙の配布

国民新党の社会保障政策

小泉・竹中の主導した競争至上主義によって、競争力の弱い福祉関係の職場や制度は事

実上崩壊しました。党派を越えて国民の信頼を回復するためのグランドデザイン作成が必要です。

国民新党は、国民の信頼回復のため、次の緊急施策を提案します。

- ア 在宅のいわゆる老老介護家庭に対して、介護者を支援するため 現金支給を新設（月 5～10 万円程度）します。又、介護の現場で劣悪な条件で働く人の給与を 一般公務員並みに引き上げ（30%増）ます。
- イ 年金については、最低保証額の引き上げ（月 8 万円） 及び基礎年金の全額国費負担を実施します。 このための財源は、年金積立金の一部取り崩しで補います。
- ウ 医療費を OECD 先進国並みに引き上げるとともに、 医師、看護師、介護士の不足を解消し、高齢化社会に対応します。 救急病院のたらいまわしの改善についても、緊急に対応します。

新しく野党になる各政党の障害者政策を 2009 衆議院総選挙マニフェストから拾います。

共産党の障害者政策

障害者・障害児の全面参加と平等を実現します

1、障害者自立支援法は廃止し、総合的な「障害者福祉法」を制定します

自公政権が強行した障害者自立支援法の施行（06 年 4 月）から 3 年が経過しました。09 年は附則に書かれた見直しの年にあたります。福祉サービスや自立支援医療（更生、育成、精神通院医療）に導入された原則 1 割の「応益負担」が、この制度の根本的な矛盾・欠陥であることが、ますます明らかになっています。障害者が人間としてあたりまえの生活をするために必要な支援を「益」などとして負担を課すという「応益負担」は、憲法や福祉の理念に反します。重い負担のために、サービスの利用を抑制せざるをえなくなった障害者も出ています。

事業所に対する報酬単価の引き下げや日払い化で施設・事業所の経営は苦しくなり、廃園に追い込まれた施設もあります。「福祉は人」なのに、福祉労働者の離職や労働条件の悪化が深刻になっています。このままでは、障害者福祉の基盤が崩壊しかねない深刻な事態です。

こうした現状にたいして、史上空前の運動で“ 障害者自立支援法を見直せ ” と立ち上がった障害者団体の努力などにより、政府も利用料軽減等を含む「特別対策」や「緊急措置」を実施せざるをえなくなりました。政府・与党は 3 月に「改正」障害者自立支援法案を提出しましたが、本格的な審議のないまま、廃案になりました。「改正」法案では、「応益負担」の強い批判を受け、実態は現状のしくみを踏襲するものの、法律の条文を「応能負担」に変えざるをえませんでした。

いま、全国で障害者やその家族 62 人（09 年 6 月現在）が、自立支援法の「応益負担」は憲法に反するなど 12 地裁で訴訟を起こしています。そもそも障害者福祉や医療に負担を課すことは、障害を自己責任にしてしまうことです。いくら負担軽減をおこなっても、障害者やその家族の不安をとりのぞくことはできません。

日本共産党国会議員団は 06 年から毎年、全国障害児者施設・事業所の協力でアンケート調査を実施し、3 回にわたる「緊急要求」を発表しました。国会議員団の調査（08 年）でも、利用料や給食代を滞納する障害者のいる事業所は 45%にのぼります。さらに、日本共産党は、昨年 12 月に自立支援法の 3 年後の見直しにあたっての抜本的な提言をおこないました。

障害者自立支援法は、「構造改革」路線にもとづき、財政抑制を最大のねらいとしてつくられたものであることが、自民党の障害者問題の責任者の最近の発言からも、あらためて裏づけられています。日本共産党は、障害者の“自立支援”どころか“自立破壊”である自立支援法を廃止し、憲法と国連「障害者権利条約」の趣旨にそった、すべての障害者が人間らしく生活できる権利を保障する、総合的な「障害者福祉法」の確立をめざします。

すべての障害者を対象に 「福祉法」のもとで重大問題の解決を

「福祉法」では、すべての障害者を対象とし、現行の縦割り制度の矛盾である「制度の谷間」におかれている難病・発達障害・高次脳機能障害をはじめとするあらゆる障害者を対象とします。「障害者」の範囲を、ICF（国際生活機能分類）の障害概念にもとづいて、あらためることも必要です。当事者や現場の声にもとづいて「福祉法」の検討をすすめることを強く求めつつ、以下の重大問題の解決をはかります。

利用料は無料に、「応益負担」の廃止

憲法 25 条の生存権理念に照らせば、本来、障害者福祉や医療に対して負担を求めるべきではありません。世界の障害者福祉にも例のない「応益負担」制度は廃止します。障害者福祉の利用料の無料化をめざし、当面、「応能負担」制度に戻し、住民税非課税世帯等の低所得者は無料にします。給食費やホテルコストの実費負担はなくします。親兄弟・夫婦の扶養義務をはずします。

事業所の報酬の引き上げ

今年の 4 月から施設・事業所に対する報酬単価が平均 5・1%引き上げられましたが、基準より職員を多く配置すれば加算されるなど、いっそう成果主義が濃厚になっており、困難な経営を改善するものになっていません。根本的な解決のためには日額払いを月額払いに戻し、正規職員の配置を中心とした雇用形態ができるよう、報酬を適切に引き上げます。福祉労働者の賃金を、全額公費措置により、月 3 万円の引き上げをはかります。給食・事務・施設長など削減された職員配置基準を復活させるとともに、グループホームやケアホ

ームの夜勤体制の改善をすすめます。

就労支援、「くらしの場」の保障

すべての施設・事業所が2012年3月末までに新事業体系への移行をせまられていますが、厚生労働省の調査でも全体で42%しか移行していないなど(09年4月)「就労第一主義」や報酬の減額などによって、移行をためらう施設が少なくありません。就労が強調されても、障害者の就職を受け入れる企業は依然として乏しく、不況下では真っ先に障害者が解雇されているのが現実です。障害者が働く意義は多様で豊かであり、就労保障とともに日常生活の支援も拡充する事業体系の再検討を強く求めます。入所型の施設や「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を含め、グループホームなど暮らしを支える多様な選択肢を整えます。小規模作業所を義務的経費の事業とし、十分な財政保障をおこないます。

障害のある子どもの発達を保障する

障害のある子どもの福祉を、児童福祉法にもとづく施設やサービスとして、だれもが気軽に療育を受けられる環境のもと、障害が確定していないグレーゾーンの子どもたちも含めて、発達を保障するよう改めます。給食も療育の一環であり、給食費の実費負担をなくします。障害のある子どもに障害程度区分の導入はやめるべきです。

福祉サービスを利用するにあたっての契約制度は、子どもの成長や発達にたいする責任を保護者にすべて負わせるしくみです。契約制度をやめ、公的責任で適切な福祉サービスが利用できるように改めます。入所施設では、措置と契約制度の世帯の子どもが混在し、措置率の地域間格差も生じており、契約制度の矛盾が顕著になっています。障害による行動の問題、保護者の経済的・精神的な負担、虐待など緊急に対応すべき課題を抱えています。30年間変わらない入所施設の職員配置基準を早急に改め、行政の責任で手厚い生活の場がすみやかに保障されることを求めます。

学齢期の障害のある子どもたちの放課後生活を保障するよう法制化します。長期休業中の生活を豊かに保障する制度を早急に確立します。

自立支援医療は元に戻し拡充する

自立支援医療の「応益負担」制度を廃止し、原則無料の公費負担医療制度とします。育成医療、更生医療は受けられる治療範囲を拡大するなど、制度の改善をはかります。更生医療制度はリハビリテーション医療の観点から身体障害者手帳所持を条件からはずし、障害の除去・軽減のみでなく悪化を防ぐための治療や予防も含めた医療も受けられるよう対象を拡大します。育成医療は児童福祉法に戻し、障害のある子どもとともに、「放置すれば将来障害が残ると予想される子ども」を今後とも対象に含むようにします。自治体で実施している重度心身障害者(児)医療費助成制度を国の制度として確立します。

障害程度区分認定を見直す

障害程度区分認定は、生活実態や支援ニーズに見合ったものに改善し、真に必要な支援を保障するものとして再構築を求めます。

地域生活支援事業へ国の財政保障を十分に

日本共産党国会議員団の調査では、障害者の外出などに必要な移動支援事業に対し、利用制限をおこなっている自治体が6割を超えていることが明らかになりました。自治体の姿勢も問われますが、もともと国が補助金を抑制していることが原因です。国は補助金を大幅に増やすとともに、移動支援事業、コミュニケーション事業などの地域生活支援事業の必須5事業は、義務的経費である個別給付事業へ移行させるべきです。

障害者予算を抜本的に拡充する

障害者施策のために、消費税増税はまったく必要ありません。予算のムダを見直し、軍事費にメスを入れることや、大企業・大資産家に対するゆきすぎた減税をただすなどで、諸外国に比べてGDP比できわめて低い（ドイツの3分の1、スウェーデンの7分の1）障害者予算を抜本的に増額します。

在宅や施設サービスを大幅にふやすなど、地域生活の基盤整備を集中的にすすめるため、「障害福祉基盤の緊急整備5カ年計画」を策定し、特別立法を制定します。

介護保険と障害者福祉の「統合」は障害者の実態を無視したもので、また、介護保険料の徴収年齢を引き下げて、国民に負担増を求めることにねらいがあり、反対です。

真に施設・病院からの地域への移行がすすむように、「精神障害者退院支援施設」の撤回を求めます。精神障害者の相談支援活動や住まいの確保をすすめます。

2、「障害者権利条約」を一刻も早く批准し、国内関連法の見直しを

国連の「障害者権利条約」は、08年5月に正式に発効しました。日本でも、早急の批准が求められています。同時に、条約を批准するためにも、障害者の平等と完全参加の保障をうたった「障害者権利条約」の趣旨にてらして、国内関連法を抜本的に見直すことが不可欠です。日本共産党は、自立支援法をはじめ、以下のような関連法を見直しながら、障害者の声を十分に反映させて、条約を早期に批准するよう求めます。

障害者差別禁止法・障害者虐待防止法の制定をすすめる

「障害者差別禁止法」（仮称）を制定し、雇用・労働・交通・教育などあらゆる分野で障害を理由とした不当な差別をなくします。裁判規範性をもち、権利侵害などへの具体的な救済策をもちこんだ、実効性のある差別禁止法の制定をめざします。障害者に対する差別をなくし、実質的な平等を保障するためにも、「障害者福祉法」の制定があわせて重要な課題です。

すべての障害者を対象にした「障害者虐待防止法」(仮称)を制定します。権限ある虐待防止機関を自治体に設置することや、虐待被害回復のしくみの構築など、虐待を許さない実効性あるしくみをつくります。障害者団体などと協力し、実際の虐待事例をふまえて、法律を具体化します。

障害基礎年金の引き上げを

障害基礎年金の支給額を1級・2級ともに大幅に引き上げ、加算対象の子・配偶者の範囲を拡大し、所得保障を抜本的に拡充します。地域で自立した生活ができるよう、「住宅手当」を創設します。無年金障害者への特別給付制度が05年4月から開始されていますが、障害基礎年金と同額に引き上げるとともに、国籍要件のために加入できなかった在日外国人など、支給対象をさらに広げるよう改善をすすめます。特別給付金制度はあくまでも福祉的措置であり、年金制度の枠内での根本的な解決が必要です。国の不作為や年金制度の不備を認めて、障害基礎年金の支給を行うべきです。初診日認定についても、実態に即した運用をすべきです。

雇用、教育、バリアフリー、参政権の保障を

「障害者雇用促進法」の法定雇用率の厳守を徹底し、一般就労が困難な人のためにヨーロッパ諸国で実施されているような保護雇用制度を創設します。

「インクルーシブ(包括的：障害のある人もない人もともに)教育」を真に実現するために、教職員の配置の充実など十分な教育予算をとり、環境をととのえます。あらゆる段階で、障害のある子どもの教育の権利を保障し、必要に応じたサポートをおこないます。鉄道駅の安全確保のためのホームドア、可動式ホーム柵の普及などをはじめ、交通や建物などのいっそうのバリアフリー化をすすめます。精神障害者に鉄道運賃割引制度を適用拡大します。障害者や高齢者にも使いやすい金融機関にするために、障害者対応のATMの拡充や、窓口対応の改善をすすめます。

障害者にも選挙情報が確実に届くようにし、障害者の参政権を保障します。手話や字幕をすべての政見放送に義務づけるとともに、広報などの改善、在宅投票制度の拡充、投票所の整備などをすすめます。

障害があることによる情報格差の解消をすすめます。

公明党の障害者政策

「障がい福祉ゴールドビジョン」(仮称)を策定

障がい福祉サービス基盤の緊急整備(グループホーム・ケアホームの緊急整備、新体系への移行支援の強化等)や現在の障がい福祉サービス従事者等の処遇改善(従事者の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付等)、地域相談支援体制の強化(相談支援専門員や提供体制の拡充)などを盛り込んだ「障がい福祉ゴールドビジョン」(仮称)を策定しま

す。

施設サービスの質の向上と必要な整備の推進

障がい者施設の持つ、障がい者の地域における自立した生活を支援する拠点としての機能、福祉人材の養成の拠点としての機能、強度行動障がいなど処遇困難な場合の高度な支援の拠点としての機能を確保するため、質の向上と充実を図ります。

「障害者権利条約」の早期批准と「障害者基本法」の改正、「障害者差別禁止法」の制定

「障害者権利条約」の早期批准を図り、その理念に沿った「障害者基本法」の改正を行います。また、障がいを理由とした差別のない社会を目指す観点から「障害者差別禁止法」を制定します。

「障害者虐待防止法」の早期制定

障がい者の人権を著しく侵害し、その自立や社会参加を大きく損ねる障がい者虐待を無くすため「障害者虐待防止法」を早期に制定します。

障がい児支援の充実

各地域に「子ども発達センター」(仮称)を創設し、福祉と教育の連携のもとで、就学前から就学後にわたり、発達支援、放課後支援、家族の相談支援など子どものライフステージに応じた継続的な支援を行う体制を整備します。

自閉症・発達障がい児・者支援の充実

自閉症・発達障がい児・者に対して、関係機関の連携のもと、早期発見と相談体制の構築、早期からの支援の充実、障がいの特性を踏まえた適切な教育体制の整備、青年期における就労支援の提供など一貫した支援体制の確立とその充実を図ります。

「障害者権利条約」に則った「障害者雇用促進法」の改正

「障害者権利条約」の精神を踏まえ、雇用分野における障がいに基づく差別を禁止するとともに、差別事案に関する紛争処理手続きを整備するために「障害者雇用促進法」の改正を行います。また、障がい者に対して円滑に合理的配慮を提供できるよう企業に対する支援の充実を図ります。

「障害者就業・生活支援センター」を「全障害保健福祉圏域」に設置

「福祉から就労へ」の理念に基づき、福祉や教育から一般雇用への移行を促進するため、障がい者の就業面および生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の「全障害保健福祉圏域」(約 360 圏域)への設置を目指します。

障がい者の住宅確保を支援

障がい者が安心して暮らせるための住宅を確保し、ヘルパーなどが必要なサービスを提供できるようにします。また、障がい者と親と一緒に暮らすための住宅(アパート・マンション)を整備し、必要なサービスを提供します。

精神障がい者の雇用および職場定着の促進

うつ病その他の精神障がい者に対する企業内のカウンセリング体制等の雇用環境の整備を促進するとともに、休業者に対するリワーク支援を強化することにより精神障がい者の

雇用および職場定着を図ります。

発達障がい者の雇用促進

発達障がい者のライフステージに応じた一貫した支援を可能とするため、成人期の就労支援として、ハローワークや「地域障害者職業センター」における専門的支援の強化、雇用管理上の課題の把握や事業主支援等を通じ、発達障がい者の雇用の促進と安定を図ります。

所得保障の充実

「障害基礎年金」の引き上げ、就労支援の拡大、工賃の引き上げなど、障がい者の所得保障の充実を図ります。

公共機関のバリアフリーの促進と支援策の充実

新バリアフリー法に則り、公共機関のバリアフリーの促進を図ります。また、バリアフリー化への各種支援策の充実を図ります。

障がい者のための情報バリアフリー化の推進

公共放送などの字幕化の普及推進や、活字文書読み上げ装置、音声コードの普及など、障がい者のための情報バリアフリー化を推進します。また、選挙公報やねんきん定期便等の全文の点字化・音声コード化を進めます。

精神障がい者の障がい者割引の適用拡大

精神障がい者も、JR・高速道路等交通機関の障がい者割引の対象に加えます。

自民党の障害者政策

障害者自立支援法を抜本的に見直し、利用者負担の応能負担への見直し、障害者がそれぞれの暮らしに相応しい支援を受けるための相談支援体制の強化、放課後に利用できるデイサービスの充実などの障害児支援の強化等を行う。利用者負担については大幅な軽減の継続に加え、障害者や障害のある子供を抱える家庭に配慮し、さらなる改善を目指す。また、平成21年4月に報酬の5.1%引き上げを行ったところであり、障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤を安定させる。さらに、都道府県に設置されている障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増しを行い(約1,500億円)福祉・介護人材の処遇改善等を実現する。先の国会で廃案になった障害者自立支援法改正案を次期国会で成立させる。

(これまでの政府の方針と重なっていますので、詳細は省略しました)

